

建 技 第 1 2 7 号
管 第 6 0 号
令 和 3 年 6 月 1 6 日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

建設業退職金共済制度の適正履行の確保について

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、「建設業退職金共済制度の普及徹底について」（平成11年7月16日付け管第192号 平成30年4月1日一部変更）の通知を踏まえ建退共制度の適正履行の確保に努めていただいているところです。

今般、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、公共工事における建退共制度の適正履行の確保について別添のとおり通知がありました。

については、本県において下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

記

1 土木工事共通仕様書の運用について

土木工事共通仕様書の該当部分を以下のとおりとする。

なお、本運用における修正、追加箇所は、下線部である。

第1編 共通編 第1条 総則

1-1-1-45 保険の付保及び事故の補償

1. ～4. (略)

5. 建設業退職金共済制度の履行掛金収納書の提出

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する労働者を雇用する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、監督員に提出しなければならない。

また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

2 提出・提示書類の様式

掛金収納書の提出、掛金充当実績総括表の提示等、建退共制度の適正履行の確保に関して使用する様式は、(独法) 勤労者退職金共済機構が定めている様式例を使用するものとする。

3 適用年月日

令和3年10月1日以降に契約する工事から適用する。

ただし、令和3年4月1日以降に発注された工事であっても、受注者が電子申請方式を希望する場合は、監督員に連絡の上、適用できる。

事務担当： 管理課入札契約係
建設技術企画課技術指導係

国不入企第40号
令和3年3月30日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建設業退職金共済制度の適正履行の確保について

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）については、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図る観点から、その普及徹底を推進してきたところであり、特に公共工事においては、建退共制度に係る掛金納付のための財源が工事の予定価格において措置されていること等から、各発注機関においては、「建設業退職金共済制度の普及徹底について」（平成11年3月18日付け建設省経労発第24号）を踏まえ建退共制度の適正履行の確保に努めていただいているところです。

一方で、建退共制度については、対象労働者への掛金の充当が徹底されていないという実態がきかれるなど、適正な履行を確保していくうえで課題も指摘されるところであり、今般、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）が改正され、証紙貼付方式に加え、電子申請方式による掛金納付が可能となったことに伴い、建退共制度の事務の効率化及び適正履行の確保を図ることが必要です。

また、平成31年4月より運用が開始された建設キャリアアップシステムについて、これを「建設業共通の制度インフラ」として更なる普及・活用を促進する観点から、令和2年3月に「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」（以下「官民施策パッケージ」という。）がとりまとめられ、技能者の処遇改善及び建退共制度の適正履行の観点から、建退共制度と建設キャリアアップシステムの連携等について、令和5年度からの建設キャリアアップシステム活用への完全移行に向けて取り組むことが明記されたところです。

こうした状況を踏まえ、今般、建退共制度について令和3年4月以降に発注される工事より電子申請方式の運用を開始すること、より効率的かつ正確な就労状況報告のために建設キャリアアップシステムの就業履歴情報の積極的な活用に

努めるべきことなどについて、建設業者団体あてに通知が発出されたところ（別添1）。

については、各発注機関においても、建退共制度の趣旨や建設キャリアアップシステムとの連携の意義等や、別紙「元請事業主による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について」を踏まえ、元請事業主等による措置の確認等を通じ、公共工事における建退共制度の適正履行の確保についてご協力をお願いします。

なお、各発注機関においては、これまでも「建設業退職金共済制度の普及徹底について」を踏まえ、共通仕様書等において元請事業主に対して掛金収納書の提出について明記していると考えますが、今般の建退共制度の見直しを踏まえ、電子申請方式による場合の掛金収納書の提出や工事完成後の掛金充当実績総括表の提示などについて所要の改正を行っていただくようお願いします。その際の例として以下を参考としてください。

○建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1カ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

また、都道府県においては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、本通知の周知を宜しくお願いします。

(別紙)

元請事業主による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について

令和3年3月30日

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室
建設市場整備課

1. 電子申請方式における発注機関の確認等

(1) 工事契約時等における掛金収納書の確認関係

(元請事業主による主な措置)^(注)

- 下請事業主から提出される『建設業退職金共済制度加入労働者数報告書』(以下「加入労働者数報告書」という。)(建退共事務受託様式第6号)を踏まえ、必要な退職金ポイントを購入
- 退職金ポイントの購入時に発行される『掛金収納書』を、工事契約締結後40日以内に発注機関に提出
 - ※退職金ポイントの購入時に、「当該工事の退職金ポイント購入の考え方」等、必要事項が入力されていることを確認
 - ※建設キャリアアップシステムに事業者登録を行っている元請事業主においては、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に留意するとともに、掛金収納書の所定欄に対応状況を記載

(注)：元請事業者による措置の詳細は、別途『建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等』について(令和3年3月30日付け雇均動発 0330 第1号・国不建整第186号)により通知しているところ。

【発注機関による確認等】

- 発注機関は、工事契約を締結した場合においては、建退共制度の『掛金収納書(電子申請方式)』(別添様式1)を、当該工事を受注した元請事業主から提出させる。掛金収納書は、特段の事情があると認められる場合(※)を除き、原則として工事契約締結後40日以内に提出を求める。
 - ※例えば、退職金ポイント購入が口座振替による場合であって、発注機関に対して勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)の電子申請専用サイトで発行される『掛金口座振替申込受付書』(別添様式2)が提出される場合、また、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合で、あらかじめ発注機関に申し出た場合が想定される。なお、掛金口座振替申込受付書が提出される場合には、発注機関は、後日、掛金収納書の提出を求めるものとする。
- 発注機関は、元請事業主から掛金収納書が提出される際、「退職金ポイント購入の考え方」について記載内容の確認を行う。
- また、掛金収納書の確認の際、「建設キャリアアップシステム登録情報」について記載の確認をし、元請事業主が建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている場合には、就業履歴が蓄積可能な環境の有無について確認し、必要に応じて適切な対応を促す。発注機関による当該確認等は令和5年度からの建退共制度と建設キ

キャリアアップシステムとの連携等について、建設キャリアアップシステム活用への完全移行に向けた環境整備を図る観点から行うものであることに留意する。

(参考)「建設キャリアアップシステム運営協議会総会申合せ」(令和2年9月8日)において、建設キャリアアップシステムの登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じるものとし、各団体はこれを徹底する旨について合意。

- 発注機関は、請負契約の増額変更や対象労働者の就労日数が当初の予定より増加したこと等により掛金充当に必要な退職金ポイントが不足する場合は、必要な数量の退職金ポイントを追加購入し、当該購入に係る掛金収納書を工事完成時まで提出させる。
- 発注機関は、退職金ポイントの購入状況を把握するため必要があると認めるときは、元請事業主又は機構に対して関係資料の提出を求めることができることに留意する。

(2) 工事完成時における掛金充当実績総括表による確認関係

(元請事業主による主な措置)

- 元請事業主は、『建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表』(以下「掛金充当実績総括表」という。)(様式第031号)を作成し、発注機関に提示
 - ※元請事業主は、発注機関への掛金充当実績総括表の提示に先立ってあらかじめ、掛金充当日数と退職金ポイントの購入日数を比較し概ね齟齬がないことの確認を行うこと
- 建退共制度の掛金充当日数のうち、建設キャリアアップシステムの施工体制登録を行った対象労働者に係る就業履歴蓄積数とこれらに対する掛金充当の実績とは本来は乖離がないことが想定されているものであるため、元請事業主は、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告との間で相互に齟齬が生じることがないように、適時に、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告とを比較し、適宜、下請事業主に対して適切に就労状況報告の是正又は建設キャリアアップシステムの就業履歴の事後補正を行うよう指導

【発注機関による確認等】

- 工事完成時において、元請事業主に対し、掛金充当実績総括表の提示を求め、当該総括表の記載内容を踏まえて、建退共制度に係る事務の履行状況の確認を行う。
- 履行状況の確認に当たっては、当該工事における建設キャリアアップシステムの利用状況に関する記載を確認し、建設キャリアアップシステムの利用状況が高い場合(※)は、掛金充当実績総括表の記載の確認のみによる簡易な方法によることとし、その他の場合は、必要に応じて附属書類として『掛金充当書』(別添様式3)や『被共済者就労状況報告書』(以下、「就労状況報告書」という。)(建退共事務受託様式第4号)の提示を求めるなど、履行状況について特に注意して確認を行う。
 - ※当面は、当該工事の現場に従事する技能者に占める建設キャリアアップシステム登録技能者の割合が過半を上回るものを目安とする(掛金充当実績総括表の「本工事に従事した労働者数」と「建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数」を照合)
- 掛金充当実績総括表の確認は、「掛金充当日数」と掛金収納書における退職金ポイントの「購入日数」を照合し、概ね齟齬がないことを確認する。掛金充当日数が退職

金ポイントの購入日数を大幅に下回る場合（※）は、必要に応じて、元請事業主に下請事業主の就労状況報告書や掛金充当書等の提示を求め、対応について聴取する。

※当面は例えば3/4を目安とする

- 発注機関は、掛金充当実績総括表による履行確認の際、あわせて、「建設キャリアアップシステムに作業員登録した労働者数」等に照らし、「労働者延べ就労日数」に対する「建設キャリアアップシステムの就業履歴数」の割合が特に小さい（※）場合には、下請事業主に対する元請事業主による就業履歴の事後補正に係る指導状況について、適宜、元請事業主から報告を求める。

※当面は例えば1/3を目安とする

- 発注機関は、工事を発注するための現場説明において、元請事業主が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、（1）及び（2）に掲げる事項のほか、以下の事項を説明事項として取り扱うものとする。

- ①元請事業主は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る退職金ポイントを購入し、機構に対し、電子申請専用サイトを通じて、就労状況報告を行い、掛金を充当すること。
- ②元請事業主が下請契約を締結する際は、下請事業主に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請事業主が雇用する建退共制度の対象労働者に係る退職金ポイントをあわせて購入した上、退職金ポイントの充当を一括して申請すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請事業主の建退共制度への加入並びに退職金ポイントの購入及び掛金充当を促進すべきこと。
- ③下請事業主の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請事業主に建退共制度への加入手続を委託する方法もあるので、元請事業主においてできる限り下請事業主の事務の受託に努めること。

（3）履行確認後の発注機関による対応等

（元請事業主による主な措置）

- 発注機関への掛金充当実績総括表の提示に先立って、元請事業主はあらかじめ、掛金充当日数と退職金ポイントの購入日数を比較し概ね齟齬がないことを確認
- 掛金充当日数が退職金ポイントの購入日数を大幅に下回る（※）場合には、就労状況報告が不十分なものである疑いがあるため、就労状況報告の再度の確認や是正など、所要の措置をあらかじめ講じる

【発注機関による確認等】

- 元請事業主による履行状況を確認した結果、当該元請事業主において著しく不適切な処理を行っていることが確認された場合、発注機関は元請事業主に対して、本来講ずべき措置を適切に講じるよう指導を行う。
- 元請事業主による著しく不適切な処理について、発注機関が指導を行ってもなお改善がみられない場合においては、必要に応じて許可行政庁において建設業法第41条に基づく指導・助言・勧告等の措置を講じることとなるので、その旨を許可行政庁に通知する。

2. 証紙貼付方式における発注機関の確認等

(1) 工事契約時等における掛金収納書の確認関係

(元請事業主による主な措置)

- 下請事業主から提出される加入労働者数報告書を踏まえ、必要な証紙を購入
- 掛金収納書を掛金収納書提出用台紙（以下「提出用台紙」という。）（様式第 033 号）に貼り付けて、工事契約締結後 1 ヶ月以内に発注機関に提出
 - ※提出用台紙において、「当該工事における共済証紙購入の考え方」等、必要事項が記入されていることを確認
 - ※建設キャリアアップシステムに事業者登録を行っている元請事業主においては、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に留意するとともに、掛金収納書の所定欄に対応状況を記載

【発注機関による確認等】

- 発注機関は、工事契約を締結した場合においては、提出用台紙に貼付した掛金収納書を、当該工事を受注した元請事業主から提出させる。
掛金収納書は、特段の事情があると認められる場合（※）を除き、原則として工事契約締結後 1 ヶ月以内に提出を求める。
 - ※例えば、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合で、あらかじめ発注機関に申し出た場合が想定される。
- 発注機関は、元請事業主から掛金収納書が提出される際、「共済証紙購入の考え方」について記載内容の確認を行う。
- また、掛金収納書の確認の際、「建設キャリアアップシステム登録情報」について記載の確認をし、元請事業主が建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている場合には、就業履歴が蓄積可能な環境の有無について確認し、必要に応じて適切な対応を促す。発注機関による当該確認等は令和 5 年度からの建退共制度と建設キャリアアップシステムとの連携等について、建設キャリアアップシステム活用への完全移行に向けた環境整備を図る観点から行うものであることに留意する。
(参考)「建設キャリアアップシステム運営協議会総会申合せ」(令和 2 年 9 月 8 日)において、建設キャリアアップシステムの登録事業者は、各現場へのカードリーダーの設置など、必ず建設技能者が就業履歴を確実に蓄積できる措置を講じるものとし、各団体はこれを徹底する旨が合意。
- 発注機関は、請負契約の増額変更や対象労働者の就労日数が当初の予定より増加したこと等により掛金充当に必要な共済証紙が不足する場合は、必要な日数の共済証紙を追加購入し、当該購入に係る掛金収納書を工事完成時まで提出させる。
- 発注機関は、共済証紙の購入状況等を把握するため必要があると認めるときは、元請事業主又は機構に対して関係資料の提出を求めることができることに留意する。

(2) 工事完成時における掛金充当実績総括表による確認関係

(元請事業主による主な措置)

- 元請事業主は、掛金充当実績総括表を作成し、発注機関に提示
 - ※元請事業主は、発注機関への掛金充当実績総括表の提示に先立ってあらかじめ、掛金充当日数と証紙購入日数を比較し概ね齟齬がないことの確認を行うこと
- 建退共制度の掛金充当日数のうち、建設キャリアアップシステムの施工体制登録を行った対象労働者に係る就業履歴数とこれらに対する掛金充当の実績とは本来は乖離がないことが想定されているものであるため、元請事業主は、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告との間で相互に齟齬が生じることがないように、適時に、建設キャリアアップシステムの就業履歴蓄積数と対象労働者の就労状況報告とを比較し、適宜、下請事業主に対して適切に就労状況報告の是正又は建設キャリアアップシステムの就業履歴の事後補正を行うよう指導

【発注機関による確認等】

- 工事完成時において、元請事業主に対し、掛金充当実績総括表の提示を求め、当該総括表の記載内容を踏まえて、建退共制度に係る事務の履行状況の確認を行う。
- 掛金充当実績総括表の確認に際しては、必要に応じて工事別共済証紙受払簿等の附属書類の提示を求め、電子申請方式の活用の場合に比して特に注意して確認するよう努める。
- 掛金充当実績総括表の確認は、「掛金充当日数」と掛金収納書における「証紙購入日数」を照合し、概ね齟齬がないことを確認すること。掛金充当日数が共済証紙の購入日数を大幅に下回る場合(※)は、必要に応じて、元請事業主に下請事業主の就労状況報告書や工事別共済証紙受払簿等の提示を求め、対応について聴取する。
 - ※当面は例えば3/4を目安とする
- 発注機関は、掛金充当実績総括表による履行確認の際、あわせて、「建設キャリアアップシステムに作業員登録した労働者数」等に照らし、「労働者延べ就労日数」に対する「建設キャリアアップシステムの就業履歴数」の割合が特に小さい(※)場合には、下請事業主に対する元請事業主による建設キャリアアップシステムの就業履歴又は被共済者に対する掛金充当の事後補正に係る指導状況について、適宜、元請事業主から報告を求める。
 - ※当面は例えば1/3を目安とする
- 発注機関は、工事を発注するための現場説明において、元請事業主が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、2(1)及び(2)に掲げる事項のほか、以下の事項を説明事項として取り扱うものとする。
 - ①元請事業主は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
 - ②元請事業主が下請契約を締結する際は、下請事業主に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請事業主が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請事業主の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
 - ③下請事業主の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合

には、元請事業主に建退共制度への加入手続を委託する方法もあるので、元請事業主においてできる限り下請事業者の事務の受託に努めること。

(3) 履行確認後の発注機関による対応等

(元請事業主による主な措置)

- 発注機関への掛金充当実績総括表の提示に先立って、元請事業主はあらかじめ、掛金充当日数と証紙購入日数を比較し概ね齟齬がないことを確認
- 掛金充当日数が証紙購入日数を大幅に下回る(※)場合には、就労状況報告が不十分なものである疑いがあるため、就労状況報告の再度の確認や是正など、所要の措置をあらかじめ講じる

【発注機関による確認等】

- 元請事業主による履行状況を確認した結果、当該元請事業主において著しく不適切な処理を行っていることが確認された場合、発注機関は元請事業主に対して、本来講ずべき措置を適切に講じるよう指導を行う。
- 元請事業主による著しく不適切な処理について、発注機関が指導を行ってもなお改善がみられない場合においては、必要に応じて許可行政庁において建設業法第41条に基づく指導・助言・勧告等の措置を講じることとなるので、その旨を許可行政庁に通知する。

3. その他留意事項

- 建退共制度は、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るための制度であることに鑑み、公共工事の発注にあたり、予定価格において建設事業主が機構に納付する掛金の負担分について適切に財源措置を講じるよう努めること。
- 掛金収納書の提出や掛金充当実績総括表の提示など、受注業者が発注機関に対して行う措置の内容を、共通仕様書への記載等により明示するよう努めること。

被共済者就労状況報告書(月別報告様式)

整理番号

殿 報 告 日 年 月 日

報告事業所名	_____
住 所	_____
電 話 番 号	_____
共 済 契 約 者 番 号	_____
建設キャリアアップシステム 事業 者 I D	_____
工 事 番 号 お よ び 工 事 名	_____
工 事 コ ー ド	_____
建設キャリアアップシステム 現 場 I D	_____
備 考	_____

	掛金納付についての 事務を委託します。
	就労実績の集計に建設 キャリアアップシステムを 活用しています。

現場責任者確認

(共済契約者番号)

(共済契約者番号)

元請事業所名

一 次 事 業 所 名

次の表のとおり、就労実績を報告します。 報告期間： 年 月 日～ 年 月 日

No.	共済契約者番号	項番	共済契約者名	被共済者番号	被共済者名	就労日数	CCUS
						310円	
総合計							

※ 建設キャリアアップシステム登録技能者は、CCUS欄に「○」印を記載

(元請事業者)

様

下請事業者

建設業退職金共済制度加入労働者数報告書

[工事番号および工事名: _____]

いずれか該当する口にし点をつけてください。

- 1. 建退共制度に加入している
- 2. 建退共制度に加入していない (就労予定労働者数 _____ 人)

以下のとおり、建退共制度の対象労働者数等を報告します。

※[1. 建退共制度に加入していない]に該当した場合は、「共済契約者番号」は「-」、「うち、被共済者数②」は「0人」とし、これ以外の項目は記載してください。

(単位:人)

共済契約者番号	事業所名	就労予定労働者数①	うち、被共済者数②	被共済者以外(①—②)

(被共済者以外(①—②)の内訳)

企業の役員	中退共、商工会など他の退職金制度に加入	自社の退職金制度のみを適用	その他(具体的に)

注1) 自社の退職金制度と建退共制度を両方適用している場合は、被共済者に該当しますので、「うち、被共済者数②」にその人数を記載してください。

注2) 「中退共、商工会など他の退職金制度に加入」の場合は、加入証明書や契約書の写しなど、加入していることが分かる資料をつけてください。

注3) 「自社の退職金制度のみを適用」の場合は、就業規則、退職金規程の写しなど、適用していることが分かる資料をつけてください。

注4) 工事種別、工法等により「就労予定労働者数①」が著しく少ない場合は、その理由の分かる資料をつけてください。

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

年 月 日

発注者

_____ 殿

受注者

住所

名称 _____

共済契約者番号

建設キャリアアップシステム事業者 ID

工事番号および工事名

建設キャリアアップシステム現場 ID

工事期間

_____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日 _____

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

(1) 工事全体

労働者延べ就労日数 _____ 人日

本工事に従事した事業者数(元請を含む) _____ 者

本工事に従事した労働者数 _____ 人

(2) 建退共対象労働者

建退共対象労働者延べ就労日数(掛金充当日数) _____ 人日

採用した方式

電子申請方式

証紙貼付方式

・事業者数(元請を含む) _____ 者

・対象労働者数 _____ 人

(参考: 工事全体の数を記入すること)

・建設キャリアアップシステムによる就業履歴数 _____ 人日

・建設キャリアアップシステムの施工体制を登録した事業者数 _____ 者

・建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数 _____ 人

発注者 殿

工事番号および工事名

建設キャリアアップシステム現場 ID	総工事費	円
受注者(元請)		
住所		
名称		
共済契約者番号		
建設キャリアアップシステム事業者 ID		
共済証紙購入金額		円

掛金収納書提出用台紙

掛金収納書
(契約者が発注者へ)

金融機関コード

共済契約者番号

契約者氏名 殿
(法人または事業主名)

電話番号

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(官公庁等)に提出するものです。
なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。

証紙枚数	1日券	枚	1枚当たりの販売価額	円	金額															
	10日券	枚	1枚当たりの販売価額	円	金額															
独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 印					合計金額															

発注者名 元請契約の工事番号および工事名

公共
 民間
 その他

契約者記入欄

取扱金融機関名・日付印

※ 公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

(掛金収納書は台紙に貼り付ける)

当該工事における共済証紙購入の考え方 (該当する に をチェックして下さい)

- 1. 発注者の指示のとおり
- 2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

就労予定延人数	販売価格	
<input type="text"/> 人日	<input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円
- 3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

総工事費	購入率	※加入率	
<input type="text"/> 円	<input type="text"/>	<input type="text"/> %	= <input type="text"/> 円
	1,000	70 %	

※対象工事における労働者の建退共制度加入率
- 4. その他

<input style="width: 100%;" type="text"/>

(参考)

建設キャリアアップシステム登録情報

- 共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無)
- 本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無)
- 本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無)

別添様式 3

(工事完成時に発行)

掛金充当書番号：

掛金充当書 (工事別)

共済契約者

年 月 日

共済契約者番号

建設キャリアアップシステム

事業者 I D

工事番号および

工事名

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

建設業退職金共済事業本部

電子
印鑑

工事コード

建設キャリアアップシステム

現場 I D

貴社の工事勘定（ ）から、下記の金額を被共済者の掛金に充当しました。

期間 (西暦年月)	充当日数	充当金額
		退職金ポイント残高

■ 内訳

No.	共済契約者番号	共済契約者名	被共済者数	単価(円)	日数 (日)	充当金額(円)	CCUS
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
計							

※ 建設キャリアアップシステム登録事業者は、CCUS欄に「○」印を記載

部内各所属長 }
検査室長 } 殿

管理課長

富山県建設工事標準請負契約約款に定める期間の計算について

このことについては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「法」という。）及びその運用方針（以下「方針」という。）に基づき、下記のとおりのお取り扱いとなりますので、念のため通知します。

なお、「新訂公共工事標準請負契約約款の解説」（大成出版社）には、完成検査の時期及び請負代金の支払時期について、民法の規定により初日不算入で期間計算をする旨の記載があり、これに従い運用していたものがありますが、誤りであるので今後は留意をお願いします。

記

1 期間計算における初日の取扱い

(1) 初日を算入するもの（ただし、執務時間内に完成届等を受理した場合に限る。）

契約約款条項	項目	期間計算	法	方針
第31条第2項	完成検査	完成届受理日を1日として算入し14日以内	第5条	第5の1
第32条第2項	請負代金の支払	請求書受理日を1日として算入し40日以内	第6条	第6の2
第38条第1項	部分引渡し	第31条第2項・第32条第2項準用	第2条	第3の4

(2) 初日を算入しないもの

工事の完成に対する対価ではない前金払（契約約款第34条第2項）や部分払（契約約款第37条第3項及び同条第5項）等（1）に掲げるもの以外となりますが、事務処理に当たっては、できる限り迅速に行われるよう留意をお願いします。

2 期間計算における休日等の取扱いについて

期間は、休日（日曜日及び祝日をいう。以下同じ。）及びその他富山県の休日を定める条例に規定する休日（土曜日、12月29日から12月31日までの日、1月2日及び1月3日（以下これらの日を「その他富山県の休日」という。）をいう。）を含んで計算するものとし、末日が休日に当たる場合は、その翌日が末日となります。ただし、末日がその他富山県の休日に当たる場合は、次のとおりの取扱いとなります。

(1) 発注者側の行為が求められる事項

当初の期限どおり（翌日に延期されない。）

(2) 請負者側の行為が求められる事項

富山県の休日を定める条例第2条の規定によりその他富山県の休日の翌日が末日となる。

（事務担当 業務係）

部内各所属長 殿

土 木 部 長

土木部所管建設工事の工事名等の統一について（通知）

このことについて、下記のとおり工事名及び工事場所記載方法の基準を定めたので、事務処理に当たっては留意をお願いします。

なお、この通知は、平成11年4月1日から適用することとし、「土木部所管土木工事の工事名の統一について」（平成7年6月28日付け管第309号土木部長通知）は平成11年3月31日をもって廃止します。

記

1. 工事名について

(1) 工事名は、工事の内容を適切、明瞭かつ簡潔に表現したものとすること。

(2) 工事名の構成及び用語は、事業毎に統一して取り扱うこと。（土木工事については別紙参照）

(3) 土木工事においては、工事が県単独事業、県代行事業、臨時道路交付金事業、宅地関連事業又は文化性推進事業に係るものについては、事業名にそれぞれ「県単独」、「県代行」、「臨時道路交付金」、「宅地関連」又は「文化性推進」の語句を冠すること。

(例) 利賀村道利賀百瀬川線県代行道路改良工事

都市計画道路七美太閤山高岡線宅地関連道路改良工事

(4) 工事名には、適宜工事概要を含め、工事の内容の明瞭化に努めること。

(例) 片貝川水系小沢谷川砂防改良砂防ダム工事

(5) 分割発注に係る工事については、工事名に分割工区名を含めることとし、次の区分によること。

ア 延長又は平面を単純に分割したときは、第1工区、第2工区、…を用いる。

(例) 一般国道304号道路改良第1工区工事

イ ブロック、ケーソン等の製作で、数量で分割するときは、その1、その2、…を用いる。

(例) 一般国道359号橋梁整備（富山南大橋）下部工その1工事

(6) 分離発注に係る工事については、工事名に工事概要を含めること。

(例) 主要地方道金沢井波線道路改良（医王山トンネル）防災設備工事

(7) カッコ書きは、次のときに限り用いること。

ア 地区名又は箇所名でカッコ書きが慣用的に用いられているとき。

(例) 伏木富山港 (富山地区) 港湾改良東護岸その1工事

イ 工事名にトンネル名、橋梁名又は離岸堤名を含めるとき。

(例) 伏木富山港海岸浸食対策離岸堤 (草島1号) その1工事

ウ その他必要があると認められるとき。

(8) カッコ書きは、連続して用いないこと。

(9) 「仮称」は、原則として用いないこと。

2 工事場所の記載方法について

(1) 工事場所が、町又は村の場合は、郡名から記載すること。

(2) トンネル、橋りょう又は下水道工事で工事場所が2ヶ所以上にまたがる場合は、工事の起点となる地区と終点となる地区を「～」で結ぶこと。

(例) 中新川郡立山町芦峯寺～上新川郡大山町本宮地内

(3) (2) に掲げる以外の工事で工事場所が2ヶ所以上にまたがる場合は、それぞれの地区を「及び」で結ぶこと。

(例) 富山市友杉及び任海地内

婦負郡婦中町分田、田島及び下替田地内

(事務担当 管理課 業務係)

○ 道路事業（街路事業を含む。）

1 構成

道路の種類	路線名	事業名	トンネル・橋りょう名	工事概要	分割工区名	工事概要	工事
A	B	C	D	E	F	E	
一般国道	359号	道路改築（富山南大橋）	下部工	その1	工事		
A	B	C	D	E	F		

2 用語の統一

- (1) 道路の種類 一般国道、主要地方道、一般県道、〇〇町（村）道、都市計画道路
- (2) 事業名 ※道路改良、特一、特二、特三、特四、立体交差、※橋りょう整備、※ほ装新設、交通安全、災害防除、△ほ装補修、△橋りょう補修、自転車道、踏切除却、雪寒対策施設、ほ装、軽ほ装、積寒道路特別補修、維持修繕、橋りょう維持修繕、雪寒対策施設維持修繕、地方特定
ただし、公共事業においては※の事業名を「道路改築」に、△の事業名を「道路補修」に統一する。
- (3) トンネル・橋りょう名 〇〇トンネル、〇〇橋、〇〇橋新設、〇〇橋架換、〇〇橋拡幅、〇〇橋側道橋
- (4) 工事概要 改良、ほ装、照明設備、防災設備、下部工、上部工、左（右）岸取付道路、左（右）岸高架橋下部（上部）、スノーシェッド、雪崩防止柵（擁壁）、流雪溝、消雪工、消雪工（さく井）、消雪工（配管）、消雪工（井戸清掃）、消雪工（ノズル取替）、再塗装、ほ装補修、高欄補修、橋脚橋台補修、歩道新設、防護柵新設、案内標識新設、ロックシェッド、モルタル吹付、落石防止柵

○ 河川改修事業

1 構成

水系名	工事施工河川名	事業名	（工区名）	工事概要	工事
A	B	C	D	E	
神通川水系	山田川	広域一般河川改修	（辺呂川工区）	町橋上部工	工事
A	B	C	D	E	

(注) 一級、二級河川の級別は、工事名に含めない。

水系名（A）と施工河川名（B）が一致するものについては、Aを省略する。

統合河川については、Bは親事業の河川名とし、統合された河川はDに記入する。

※ 親事業については、Dはつける必要はない。

2 用語の統一

- (1) 事業名 河川修繕、広域基幹河川改修、広域一般河川改修、河川局部改良、河川環境整備、河川工作物関連応急対策、都市基盤河川改修、県単独河川維持修繕、県単独河川環境整備、消流雪用水導入、県単独河川改良、地方特定単独河川環境整備
- (2) 工事概要 しゅんせつ、護岸、床止工、橋りょう上(下)部工、取水堰、排水路工、水門工

○ 砂防事業

1 構成

水系名	工事施工河川(地区)名	事業名	工事概要	分割工区名	工事概要	工事
A	B	C	D	E	D	
片貝川水系	小沢谷川	砂防改良	砂防ダム	工事		
A	B	C	D			

(注) 水系に係らないもの及びAとBが一致するものについては、Aを省略する。

2 用語の統一

- (1) 事業名 砂防改良、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、緊急地すべり防止、砂防災害関連、緊急砂防改良、緊急急傾斜地崩壊防止、砂防設備修繕、地すべり防止施設修繕、雪崩対策、砂防設備維持修繕、地すべり急傾斜地維持修繕
- (2) 工事概要 砂防ダム、護岸工、床固工、擁壁工、くい工、地下水排除工、法枠工、吹付工、流路工

○ 河川総合開発事業

1 構成

ダム名	工事概要	分割工区名	工事概要	工事
A	B	C	B	
久婦須川ダム	左岸付替道路	第3工区	土工	工事
A	B	C	B	

2 用語の統一

- (1) 工事概要 ダム建設、護岸、床固工、水門工、土捨場、付替河川、工専用道路、付替道路、仮設道路、取水及び放流設備製作据付工、テレメータ、スノーシェッド設置、土工環境整備、地すべり防止、横坑、ゲート、ダム諸量処理、○○装置、公園整備

○ 海岸事業

1 構成

海岸名	(地区名)	事業名	工事概要	離岸堤名	分割工区名	工事概要	工事
-----	-------	-----	------	------	-------	------	----

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

伏木富山港海岸	(堀岡地区)	浸食対策	離岸堤	(草島1号)	その1	(異形ブロック製作工)	工事
---------	--------	------	-----	--------	-----	-------------	----

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

2 用語の統一

(1) 事業名 浸食対策、環境整備、維持修繕、局部改良、県単海岸整備

(2) 工事概要 護岸、自然石護岸、階段式護岸、緩傾斜護岸、離岸堤、副離岸堤、護岸補強、根固護岸、土工、排水工、植栽工、花壇工、照明施設工、生垣工、遊歩道、異形ブロック製作工、異形ブロック据付工、突堤、堤防、潜堤、消波工(堤)、養浜工

○ 港湾事業

1 構成

港名	地区名	事業名	工事概要	分割工区名	工事概要	工事
----	-----	-----	------	-------	------	----

A	B	C	D	E	F
---	---	---	---	---	---

伏木富山港	(富山地区)	港湾改良	東護岸	その1	工事
-------	--------	------	-----	-----	----

A	B	C	D	E
---	---	---	---	---

2 用語の統一

(1) 事業名 港湾改良、局部改良、補修、環境整備、公害防止対策、安全対策、県単港湾改良、県単維持修繕

(2) 工事概要 防波堤、岸壁、航路、泊地、臨港道路、護岸、物揚場、水叩工、消波工、展望台、はしご、防眩材、しゅんせつ、上架修繕、交通安全施設、ほ装、維持修繕、排水工、車止工、本體工、緑地、エプロン工、貯木場、橋りょう、整理場、上部工、下部工、基礎工、ケーソン、方塊ブロック、異形ブロック、製作工、据付工、消雪工

○ 空港事業

1 構成

空港名	事業名	工事概要	分割工区名	工事
-----	-----	------	-------	----

A	B	C	D
---	---	---	---

富山空港	整備	誘導路改良	その1	工事
------	----	-------	-----	----

A	B	C	D
---	---	---	---

2 用語の統一

(1) 事業名 整備、管理

(2) 工事概要 新設、改良、補修、ほ装、付替、用地造成、排水工、○○道路、○○用(排)水、滑走路、誘導路、エプロン、駐車場、進入灯火(灯火名)、滑走路灯火(灯火名)、誘導路灯火(灯火名)、飛行場灯台、エプロン灯、電源施設、幹線ダクト

○ 下水道事業

1 構成

事業名	地区名	分割工区名	工事概要	工事
-----	-----	-------	------	----

A	B	C	D
---	---	---	---

神通左岸流域下水道	四方	第2工区	管渠	工事
-----------	----	------	----	----

A	B	C	D
---	---	---	---

2 用語の統一

(1) 事業名 ○○流域下水道

(2) 工事概要 管渠、横過トンネル、立坑、人孔、ほ装復旧

○ 災害復旧事業

1 構成

路線名・河川名・海岸名・港湾名等	事業名	工事概要	分割工区名	工事
------------------	-----	------	-------	----

A	B	C	D
---	---	---	---

一般国道359号	道路災害復旧	鋼管抑止杭	第1工区	工事
----------	--------	-------	------	----

A	B	C	D
---	---	---	---

(注) 路線名・河川名(A)については、道路の種類・水系名も含める。

2 用語の統一

(1) 事業名 道路災害復旧、橋りょう災害復旧、河川災害復旧、海岸災害復旧、砂防災害復旧、港湾災害復旧、地すべり災害復旧、急傾斜地災害復旧

(2) 工事概要 道路事業その他の事業の工事概要を用いる。

○ 公園事業

1 構成

公園名	事業名	施設名	工事概要	分割工区名	工事
A	B	C	D	E	
富山総合運動公園	整備	のびのび広場	修景植栽	第1工区	工事
A	B	C	D	E	

2 用語の統一

(1) 事業名 整備、維持管理、県単整備、施設整備、都市緑化推進、雪を活かした公園づくり、リフレッシュ推進、建設

(2) 工事概要 新築、植栽、修景植栽、敷地造成、園路広場、修景施設、休養施設、遊技施設、運動施設

平成14年4月5日

部内各所属長 殿

管 理 課 長

年度末にかかる工事の工期設定等について

県の発注する工事については、地方自治法施行令第143条第1項第4号により当該年度内に完成を確認するための検査が完了しなければならないところであり、検査期間に留意した適切な工期設定を行うようお願いしているところであります。

つきましては、今後とも完成期限が年度末となる工事については、原則として工期を3月15日までに設定するとともに、工事の促進が図られるようご配意願います。

(事務担当 業務係)

平成 13 年 11 月 29 日

部内各所属長 殿

管 理 課 長

工事変更施行伺の変更理由の記載方法について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の施行に伴い、平成 13 年度から契約金額の変更を伴う変更契約を締結した場合、契約変更調書により変更事項及び変更理由等を公表しているところです。

また、契約変更調書作成にあたっては、事務の簡素化のため、事業管理システムを改修し、変更理由入力欄を設け、その内容が工事変更施行伺の変更理由及び公表される契約変更調書の変更理由欄に自動的に反映されることとなっております。

つきましては、工事変更施行伺の変更理由の記載にあたっては、次の点に留意するよう関係職員に周知願います。

記

- 1 工事変更施行伺に添付する変更理由（事業管理システムにより出力）は、契約変更調書により公表される内容とすること。
- 2 上記 1 の変更理由以外に、工事変更施行伺に追加記載する必要がある場合は、上記 1 に手書きで追加記載するか、上記 1 の変更理由の次ページに補足説明資料を添付すること。
- 3 事業管理システムの変更理由欄は、変更契約の入力後は修正ができないので、留意すること。

(管理課業務係)

○工事数量総括表の取扱いについて

1. 共通仕様書の改訂内容

平成15年7月の土木工事共通仕様書の改訂において、設計図書の定義を変更した。

従来、設計図書の一部を構成していた工事内訳書（金抜き設計書）を設計図書から除外し、新たに工事数量総括表を設計図書に位置付ける。工事内訳書の内容には、**指定事項と請負者の任意事項が混在**しており、工事数量総括表を設計図書とすることにより、工事の指定事項としての**工事目的物、受け取り対象（数量）**を明確にする。

土木工事共通仕様書（平成15年7月改訂）より抜粋

1-1-2 用語の定義

3. 設計図書とは、特記仕様書、図面、**工事数量総括表**、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

10. **工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。**

2. 工事数量総括表の留意点

工事数量総括表は、以下の点に留意する。

- ・表題には、「工事数量総括表」と明示する。
- ・「工事施工に関する工種、設計数量および規格」を明示する。
- ・任意事項については、明示しない。例えば、建設機械の機種・規格、任意仮設にかかる工種・数量など。
- ・階層数や階層定義等の構成、用語名称などについては、「新土木工事積算大系の工事工種体系」に沿ったものとする。
- ・設計数量は、国土交通省制定の「土木工事数量算出要領（案）」により数量を算出し、設計表示単位、數位については、「富山県土木工事に係る数値基準」によるものとする。

3. 設計書の綴り方

設計書（金入り設計書）の綴り順序は、次のとおり綴ることを標準とする。なお、金抜き設計書もこれに準ずる。

- ① 施行伺
- ② 設計書鏡
- ③ 特記仕様書（設計図書）
- ④ **工事数量総括表**（設計図書）
- ⑤ 工事内訳書
- ⑥ 数量計算書
- ⑦ 図面一式（設計図書）

工事数量総括表 (記載例)

工事区分(レベル1)	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
工種(レベル2)						
種別(レベル3)						
細別(レベル4)						
道路改良		式		1		
道路土工		式		1		土砂の掘削から処理までの一連の作業(残土の処理のための運搬、残土処理含む)
掘削工		式		1		
土砂掘削		m3		4,500		
軟岩掘削		m3		500		
路体盛土工		m3		1,000		
流用土路体		式		1		一般的に、全体数量をレベル3に表示し、流用土・発生土等別に検収可能な場合は、レベル4に各数量を表示する
路床盛土工		m3		3,000		
流用土路床		式		1		
発生土路床		式		1		
法面整形工		式		1		
法面整形(盛土部)		m2		200		構造物築造のために行う作業土工で生じた残土の処理(運搬、残土処理)で、任意の場合、作業残土処理工(レベル3)で1式表示
作業残土処理工		式		1		
法面工		式		1		
植生工		式		1		
種子吹付		m2		80		
擁壁工		式		1		
作業土工		式		1		構造物の築造等に伴う作業土工は床掘、埋戻(レベル4)で1式表示(H29国交省積算資料改訂を反映)
床掘		式		1		
埋戻		式		1		
プレキャスト擁壁工		式		1		
プレキャストL型擁壁	H=2000 Aタイプ	m		200		規格が変われば、細別(レベル4)を分ける
プレキャストL型擁壁	H=1800 Aタイプ	m		120		
現場打擁壁工(1号擁壁)		式		1		
基礎材	RC-40 t=20cm	m2		100		
コンクリート	18-8-40BB W/C ≤ 60%	m3		30		
型枠		式		1		仮設物なので、一般的に1式表示
足場		式		1		
小型水路工		式		1		
側溝工		式		1		
自由勾配側溝	B300*H300	m		50		
集水樹・マンホール工		式		1		
集水樹	B500*L500*H1400 18-8-40BB W/C ≤ 60%	箇所		1		任意仮設の場合、レベル3で1式表示し、指定仮設の場合は、レベル4に実数量を表示
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
CORINS登録費		式		1		積算システムでは、Yコードの入力ができないため、行を追加して、細別(レベル4)を明記する。
安全費		式		1		
交通誘導員		式		1		
共通仮設費(率分)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		直接工事費以下(共通仮設費~工事費)についても記載する。
消費税相当額		式		1		
工事費		式		1		

新土木工事積算大系について

1. 新土木工事積算大系

公共事業執行プロセスに密接に関連している契約・積算について、これに係わる制度、体系及び関連する基準図書類（数量算出要領、積算基準書、共通仕様書等）、さらには積算システムなどを総合的に整備・体系付けたもの。

2. 工事工種の体系化

新土木工事積算大系の中で根幹をなすもの。

工事数量総括表について、階層数や階層定義、細分化方法などの構成方法、用語名称や数量単位などの表示方法を工種ごとに標準化・規格化すること。

3. 目的

- ①積算の内容を発注者、受注者にとってわかりやすいものにする。
- ②誰が積算しても標準化された同じような積算となる。
- ③契約に関する図書類(数量総括表、仕様書等)を一貫した統一の取れた形態とする。
- ④工事目的物が明確に理解できるものにする。

4. 効果

- ①契約内容の明確化
- ②発注者が行う積算、検収、設計変更等業務の簡素化
- ③受注者が行う見積、設計変更、検査の容易化
- ④公共工事の契約の透明性確保
- ⑤CALS/EC 導入に伴う公共事業の各段階における円滑なデータ連携

5. 参考資料

- ・平成12年度版 新土木工事積算大系の解説（発行（財）経済調査会）
- ・新土木工事積算大系用語定義集（発行（財）経済調査会）
- ・国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページ（<http://www.nilim.go.jp/>）

6. 体系階層（レベル）の定義

レベル	内容	例	積算コード
レベル0 (事業区分)	予算制度上、事業執行上の区分	河川改修、 道路新築・改築	
レベル1 (工事区分)	工事発注ロットを考慮した区分	築堤・護岸、 道路改良	Y1 コード
レベル2 (工種)	一定の部位、一連作業の区分	河川土工、護岸工、法面工、 舗装工、擁壁工	Y2 コード
レベル3 (種別)	体系の見通しを良くするための区分	作業土工、植生工、 排水性舗装工、既製杭工	Y3 コード
レベル4 (細別)	工事を構成する基本単位区分、工事目的物 (契約数量明示)	土砂掘削、連節ブロック、張芝、 表層、鋼管杭、ガードレール	Y4 コード
レベル5 (規格)	レベル4を構成する材料等の材質・規格(契約 約必要条件)	18-8-40N (コンクリート規格の場合)	
レベル6 (積算要素)	レベル4の価格算定上の構成要素 (契約明示なし)	バックホ掘削積込 (S2002) コンクリート人力打設 (S7201)	S コード

工事工種体系による工事数量総括表を作成するにあたっての留意事項

1. 工事数量総括表とは

- ・工事数量総括表は、当該工事の施工内容や施工項目ごとの契約数量を示すもの。
- ・工事数量総括表に記載された契約数量は、契約時には受注者の入札・見積りのための資料ともなり、工事完成時には、発注者が検収すべき施工量となる。

2. 土工

(1) 掘削工

- ・細別（レベル4）は、土質区分ごとに分類（土砂、軟岩、硬岩）。
- ・細別には、掘削から処分までの一連作業が含まれる。（掘削・積込費、運搬費、残土処理費等）
- ・地山を確認することにより、土質区分ごとの数量の検収も可能であることから、細別（レベル4）で数量を明示する。
- ・残土を他工事に流用する場合やストックヤードの管理上必要な場合などにおいては、残土処理の場所、数量等の特記仕様書等に明示（指定）した上で、確認を行う。

種別（レベル3）		細別（レベル4）	
名称	単位	名称	単位
掘削工	式	土砂掘削	m ³
		軟岩掘削	m ³
		硬岩掘削	m ³

(2) 盛土工

- ・細別（レベル4）は、利用形態ごとに分類（流用土、発生土等）
- ・一般的には、細別ごとの数量検収が困難なことから、種別（レベル3）で全体数量を表示し、細別（レベル4）で1式表示とする。

種別（レベル3）		細別（レベル4）	
名称	単位	名称	単位
盛土工	m ³	流用土盛土	式
		発生土盛土	式

※流用土・・・自工区内の掘削土砂、
仮置場からの流用土砂
※発生土・・・他工事の発生土砂

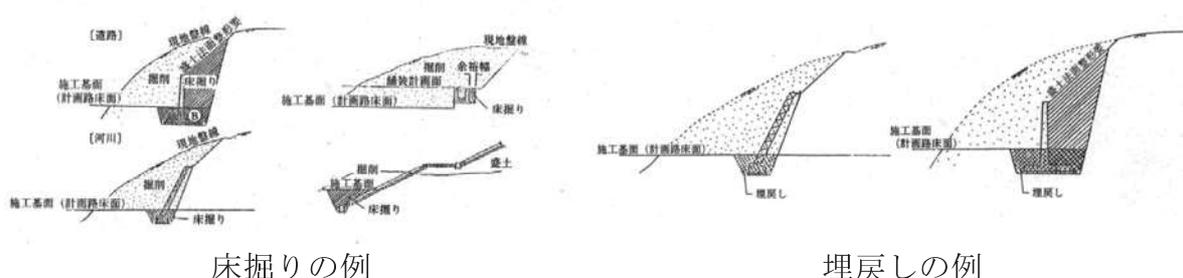
※道路系の路体盛土工、路床盛土工も同様

(3) 作業土工、作業残土処理工

- ・作業土工（目的物の施工に伴う床掘りや埋戻し）は、施工方法、施工数量が受注者の任意であり、検収対象とならない土工であるため、細別（レベル4）で1式表示する。
- ・作業残土処理工（作業土工により発生する残土）は、目的物ごとに明示するのではなく、工事全体の作業土工残土の合計を契約対象とする（本体土工の体系（河川土

工(レベル2)、道路土工(レベル2)等)に組み入れる)。ただし、数量の検収が難しいため、数量を明示せずに、種別(レベル3)で1式表示する。

種別(レベル3)		細別(レベル4)	
名称	単位	名称	単位
作業土工	式	床掘り	式
		埋戻し	式
作業残土処理工	式	(作業残土処理)	—



3. 仮設、施工方法等

- ・仮設、施工方法等には、指定と任意の部分があり、任意については、請負者が自らの責任において行うものであり、仮設、施工方法等については、その選択が請負者に委ねられている。

○工事目的物の構成要素として体系化する仮設物の例
細別(レベル4)で1式表示する。

種別(レベル3)		細別(レベル4)	
名称	単位	名称	単位
現場打擁壁工	式	型枠	式
		足場	式

※指定仮設の場合は、 m^2 、 $掛m^2$ などの数量明示用の単位を用いる。

○工事全体にかかわる仮設物の例
種別(レベル3)で1式表示する。

種別(レベル3)		細別(レベル4)	
名称	単位	名称	単位
土留・仮締切工	式	(仮設鋼矢板)	—
工事用道路工	式	(敷鉄板)	—

※指定仮設の場合は、枚、 m^2 などの数量明示用の単位を用いる。

○建設機械の機種・規格

バックホウ0.8 m^3 、ブルドーザ21tなど建設機械の機種・規格は、原則として任意事項であるので、工事数量総括表には明示しない。

企用第439号
平成15年7月11日

社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部長
社団法人富山県測量設計業協会会長 殿

富山県土木部長

工事工種体系による数量計算について

このたび、平成15年7月の富山県土木部土木工事共通仕様書の改訂により、新たに工事数量総括表を設計図書に位置付けることとしました。

この工事数量総括表の作成にあたっては、新土木工事積算大系の工事工種体系に沿って行うこととしています。

つきましては、設計業務成果としての数量計算を工事工種体系により行うよう貴協会員に周知願います。

（事務担当 企画用地課技術管理係）

(参考)

工事工種体系による数量計算について

1. 工事工種体系に沿った数量計算の流れ

- ①土木工事数量算出要領（案）による数量算出
- ②土木工事数量集計表様式（案）を参考に数量集計
- ③工事数量総括表の参考様式に準じた数量総括
- ④富山県土木工事に係る数値基準による数量表示（設計表示単位、數位）

2. 工事工種体系整備済みの事業区分

「河川改修」「河川維持修繕」「海岸整備」「砂防・地すべり対策」「ダム建設」「道路新築・改築」「共同溝・キャブ」「道路維持修繕・雪寒」「公園緑地整備・改修」「下水道施設・整備」

3. その他（書籍、様式等）

(1) 土木工事数量算出要領（案）

国土交通省制定「土木工事数量算出要領（案）」

（発行：（社）全国建設技術協会 北陸地方整備局建設技術協会）

(2) 土木工事数量集計表様式（案）

国土交通省国土技術政策総合研究所のインターネットホームページからダウンロードできる。[\(http://www.nilim.go.jp/\)](http://www.nilim.go.jp/)

(3) 工事数量総括表の参考様式

富山県企画用地課のインターネットホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1510/1510.htm>

(4) 富山県土木工事に係る数値基準

設計表示単位、數位については、富山県企画用地課のインターネットホームページに掲載されている。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1510/1510.htm>

(5) 参考資料

- ・新土木工事積算大系の解説（発行：財団法人経済調査会）
- ・新土木工事積算大系用語定義集（発行：財団法人経済調査会）
- ・国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページ [\(http://www.nilim.go.jp/\)](http://www.nilim.go.jp/)

※なお、港湾関係については、「港湾土木請負工事積算基準（発行：社団法人日本港湾協会）」の積算ツリーに準じてください。

4. 問合せ先

富山県土木部企画用地課技術管理係

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

電話 076-444-3298 FAX 076-444-4413

E-mail kikakuyochi3@pref.toyama.lg.jp

事 務 連 絡
平成16年1月 1日

部内各所属長 殿

管 理 課 長
企画用地課長

富山県個人情報保護条例施行に伴う発注済み工事・委託業務の
取扱いについて（通知）

平成16年1月1日付けにて富山県個人情報保護条例が施行されたところであるが、発注済み工事、委託業務についても周知徹底を図るため下記のとおり取扱うこととするので通知する。

記

1. 富山県土木工事共通仕様書及び測量業務、地質調査業務、設計業務等共通仕様書による契約については、監督員及び調査職員より受注者に対して改訂内容（平成16年1月1日改訂、個人情報取扱特記事項の追加）について説明し、周知することとする。
2. 共通仕様書によらない契約については、別紙「個人情報取扱特記事項」を受注者に対して別途通知し、周知することとする。

〔事務担当：管理課 業務係
企画用地課 技術管理係〕

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

乙は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由

による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第15 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 「再委託の禁止」及び「契約の解除及びそれに伴う損害賠償」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるため、上記特記事項として掲げていないが、契約書本文に当該条項がない場合又は契約書によらないで契約する(受託者から上記特記事項を遵守する旨の書面を徴する)場合は、当該事項が漏れないように、必ず上記特記事項に当該事項を追記すること。

農企第90号
管第261号
平成25年4月1日

各部（局）長
教 育 長
警 察 本 部 長
部内各所属長

） 殿

農林水産部長
土 木 部 長

県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱要領の一部改正について

このことについて、別添のとおり改正したので通知します。

記

1 改正内容

- ・呼称の見直し（「請負者」を「受注者」に改める。）
- ・規定整理

2 施行期日

平成25年4月1日

（事務担当）

農林水産企画課経理係
管理課入札・契約係

県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、地方自治法施行令附則第7条及び同法施行規則附則第3条及び富山県土木建築工事費の前金払取扱規則並びに富山県建設工事標準請負契約約款に基づき、県が発注する土木建築工事について、請負代金額の4割を超えない範囲で既にした前金払に追加して、当該工事の請負代金額の2割を超えない範囲とする前金払（以下「中間前金払」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

中間前金払の対象となる工事は、請負代金額が100万円以上の工事をいう。ただし、債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る工事については、いずれかの会計年度の出来高予定額が100万円以上の場合、当該年度において中間前金払を請求することができる。

3 中間前金払の使途範囲

中間前金払の使途範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費に限るものとする。

4 中間前金払の割合

請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならない。

5 中間前金払の支払要件

- (1) 工期の2分の1（債務負担行為等にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。
- (2) 工事工程表により工期の2分の1（債務負担行為等にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為等にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上に相当するものであること。

6 認定方法

- (1) 監督員は、受注者から認定申請書（様式第 44 号の 3）の提出があったときは、工事工程表（様式第 45 号）及び工事履行報告書（様式第 47 号）により、上記 5 に掲げる要件について確認するものとする。ただし、既に提出された工事履行報告書で上記 5 の要件が確認できないときは、必要に応じて受注者にその提出を求めることができる。
- (2) 工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を工事履行報告書の出来高に加算し、進捗額として認定することができる。
- (3) 監督員は、受注者が上記 5 の要件を満たしているときは、当該認定を受けた日から、原則として 5 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に認定調書（様式第 44 号の 4）を受注者に交付するものとする。ただし、受注者からの提出資料に不備若しくは遅滞があったとき、その他特別の事情があるときは、この限りではない。

7 部分払の制限

中間前金払を行う場合は、当該工事に係る部分払については、これを認めない。ただし、債務負担行為等に係る工事及び繰越に係る工事における各年度（最終年度に係るものを除く。）の出来高に対しては、部分払を行うことができる。

附 則

この要領は、平成 18 年 1 月 4 日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

中間前払金請求書

年 月 日

富山県知事 殿

受注者 住 所
氏 名 印

中間前金払を受けたいので、富山県土木建築工事費の前金払取扱規則第3条第2項の規定により、関係書類を添えて請求します。

中間前払金請求額	円
工事名	(工事番号)
工事場所	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	円
振込先	金融機関名 口座名義人 口座番号

認定申請書

年 月 日

富山県知事 殿

受注者 住所

氏名 印

（ 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地及び名称並びに代表者の氏名 ）

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則第2条第2項各号に掲げる要件に該当する旨の認定を受けたいので、同規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

工事名	(工事番号)
工事場所	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金の額	円
摘要	

認定調書

契約の相手方	
工 事 名	(工事番号)
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
摘 要	
<p style="text-align: center;">上記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">富山県知事 印</p>	

事 務 連 絡
平成21年 7月 6日

部内各所属長
出先機関の長
部外関係機関の長 殿

管 理 課 長
建設技術企画課長

平成21年度積算基準の改訂に伴う工事費内訳書の内容について（通知）

平成21年度の積算基準改訂に伴い、工事費内訳書の記載内容および工場生産品費（機器費等）の取扱いについて、別添のとおり改訂しましたので通知します。なお、適用は平成21年7月15日以降に作成する設計書とします。

（事務担当）

管理課 入札・契約係
建設技術企画課 技術指導係

1. 一般土木工事と異なる積算体系の電気通信設備工事や土木機械設備工事の工事費内訳書の記載内容については以下のとおり対応させる。

(鋼橋製作工事の場合)

種別	一般土木	鋼橋製作	
		工場製作	架設工事
積算費目	直接工事費	直接工事費 〔材料費 製作費 工場塗装費〕	直接工事費 〔輸送費 架設費 現場塗装費 床版工事費 ・・・〕
	共通仮設費	間接労務費	共通仮設費
	現場管理費	工場管理費	現場管理費
	一般管理費等	一般管理費等	

(電気通信設備工事の場合)

種別	一般土木	電気通信設備工事	
		一般工事	鉄塔・反射板工事
積算費目	直接工事費	機器単体費 直接工事費	工場製作原価 直接工事費
	共通仮設費	共通仮設費	共通仮設費
	現場管理費	現場管理費 機器間接費	現場管理費
	一般管理費等	一般管理費等	

注) 一般に、機器費、鉄塔・反射板工事の工場製作原価の積算は積み上げることが困難と考えられるため、細目で整理しない。

(土木機械設備工事の場合)

種別	一般土木	土木機械設備工事	
		①	②
積算費目	直接工事費	直接製作費 直接工事費	製作原価 直接工事費
	共通仮設費	共通仮設費 間接労務費	共通仮設費
	現場管理費	工場管理費 現場管理費 据付間接費	現場管理費 据付間接費
		設計技術費	設計技術費
	一般管理費等	一般管理費等	一般管理費等

注) ①は製作のうち、機器単体費、材料費等に細分化して積み上げる場合。

②は、製作原価を細分化することが困難な場合。

2. 工場生産品費（機器費等）の取扱いについては原則として次に掲げる工事のみに適用する。なお、これによりがたい場合は、別途担当課と協議するものとする。

<電気通信設備工事>

工場生産品費（機器費等）＝機器単体費とする。

<土木機械設備工事>

工場生産品費（機器費等）＝機器単体費とする。

ただし、製作原価を細分化することが困難な場合は、

工場生産品費（機器費等）＝製作原価とする。

関係各課長
出先機関の長 殿

農 林 水 産 部 長
土 木 部 長
出 納 局 長

低入札案件における工事の品質管理の強化について（通知）

調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者と契約を締結する工事については、平成 19 年 9 月 21 日付けで通知した「低入札価格調査の対象となる工事の施工体制の点検強化について（通知）」に基づき運用しているところであるが、下記により更なる強化を図ることとしたので通知します。

1 品質管理の強化

調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者と契約を締結する工事については、別紙 1 に定める品質管理基準等（以下「品質管理基準等」という。）に示される施工に関する試験頻度を 2 倍とする。

(1) 特記仕様書又は特別仕様書における明示

特記仕様書又は特別仕様書に次のとおり明示する（調査基準価格を設定する工事に限る。）。

<例文>

第〇条 低入札となった場合における品質管理の試験頻度

入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が受注者となった場合は、富山県土木工事施工管理基準における品質管理基準（一般土木工品質管理基準）の試験基準欄及び摘要欄並びに本特記仕様書の品質管理に関連する条項に定める施工に関する試験頻度を 2 倍とする。

○試験頻度を 2 倍とする上での留意事項

対象とする試験については、試験頻度が数値で示されているもののみとする。

① 事例

路体の現場密度の測定

- ・1,000m³につき 1 回 → 1,000m³につき 2 回
- ・ただし、5,000m³ 未満の工事は、1 工事当たり 3 回以上
→ただし、5,000m³ 未満の工事は、1 工事当たり 6 回以上

② 対象としない例

路体の現場密度の測定

- ・1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最低値で判定・・・3 孔を 6 孔とはしない

下層路盤の現場密度の測定

- ・100m² 未満の工事については、省略可能・・・100m² 未満を 50m² 未満とはしない

(2) 施工計画書への記載

品質管理基準等に示される施工に関する試験頻度を 2 倍とすること及び品質管理の試験の実施主体（費用負担者）が元請か下請かについて施工計画書に記載する。

(3) 履行が不適切な場合の成績評定における減点

上記の頻度で試験を履行していることが確認できない場合又は品質管理の試験費用について下請けへのしわ寄せが確認された場合は、富山県請負工事成績評定要領に定める法令順守等の項目において「口頭注意以上の処分がなかった場合」として取り扱う。

2 実施時期

平成 29 年 4 月 1 日以降に、公告又は指名通知を行う案件から適用する。

事務担当：
農村整備課技術管理係
建設技術企画課技術指導係
検査室工事検査班

○工事種別ごとの品質管理基準等について

工事種別		品質管理基準等		
		品質管理基準等の名称		試験頻度を示す箇所
農 林 水 産 部	農林水産部が 発注する全工事	農林水産部 土木工事施工管理基準	別表第3品質管理	試験(測定) 基準
		発注工事ごとの特別仕様書		品質管理に 関連する条項
土 木 部	土木部発注工事 (港湾工事及び 営繕工事を除く)	富山県 土木工事施工管理基準	品質管理基準 (一般土木工事品質管理基準)	試験基準欄 及び摘要欄
		発注工事ごとの特記仕様書		品質管理に 関連する条項
	土木部発注工事 (港湾工事に限る)	富山県 土木工事施工管理基準	品質管理基準 (一般土木工事品質管理基準)	試験基準欄 及び摘要欄
			品質管理基準 (港湾工事品質管理基準)	測定頻度欄
	発注工事ごとの特記仕様書		品質管理に 関連する条項	
土木部発注工事 (営繕工事に限る)	発注工事ごとの特記仕様書		試験に関連 する部分	

関係各課長
出先機関の長 殿

農林水産部長
土 木 部 長
出 納 局 長

低入札価格調査の対象となる工事の施工体制の点検強化について（通知）

近年、調査基準価格を下回って契約する工事が増加していることから、当該工事に係る施工体制の点検等を次のとおり強化することとしたので、遺漏なきよう対応してください。

1 施工体制等の強化

低入札価格調査制度の調査基準価格を下回って落札した工事（以下「低入札工事」という。）は、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 低入札工事の元請業者、一次下請業者を対象に取引実態調査を実施するものとする。（調査要領は、別紙のとおり）
- (2) 施工体制台帳及び施工体系図の作成
下請負契約の請負代金額が30百万円未満（建築にあつては45百万円未満）の工事についても、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督員に提出させるものとする。
- (3) 段階確認、中間検査、完成検査及び工事監察の運用強化
 - ① 段階確認、中間検査
建設工事監督要領（建築工事監督要領）において工事の重要度、規模、難易度に応じて複数の対応を定めているものについては、原則、より上位の方法で実施するものとする。
 - ② 中間検査、完成検査
段階確認、中間検査の実施状況等を勘案の上、必要に応じて建設工事検査技術基準で定める測定密度を高めて中間検査、完成検査を実施するものとする。
 - ③ 工事監察
工事規模に応じて施工体制の点検等を複数回実施するものとする。

2 実施時期

平成19年10月1日以降に、一般競争入札の公告又は指名通知を行う案件から適用する。なお、現在施工中の工事についても、これに準じて対応されたい。

事務担当：
耕地課技術管理係
建設技術企画課技術指導係
検査室工事検査班

部内各所属長 殿

土 木 部 長

工事書類の簡素化の取り組み拡大について

工事書類の簡素化については、受注者の負担軽減、監督・検査の合理化等を目的として平成 20 年度から取り組んでいるところであるが、下記のとおり取り組みを拡大したため、周知徹底すること。

記

1 簡素化した内容

主な内容（詳細は各改定通知を参照）	改定した基準等
<p>■内容が重複する提出書類の簡素化</p> <p>① <u>当初契約時以外の工事工程表は提出不要</u></p> <p>② <u>施工体制台帳等(写し)提出書の様式を廃止し、</u> 工事打合簿により提出</p> <p>③ <u>施工計画書を 15 項目から 11 項目に見直す。</u> (工事概要、現場組織表、指定機械、主要機械は不要)</p> <p>④ 排出ガス・低騒音対策型機械の指定ラベルの写真不要。完成検査時の書類提示も求めない。</p> <p>⑤ 品質管理（工程能力図、ヒストグラム）は不要</p> <p>⑥ 出来形管理の管理点数が少ない場合は設計値と実測値が対比した構造図のみとすることが可能</p>	<p>①②土木部所管建設工事の施行に関する事務取扱要領</p> <p>③④土木工事共通仕様書</p> <p>⑤⑥工事書類の簡素化試行要領(案) (主要書類一覧表)</p>
<p>■提出を求める材料品質証明資料の削減、確認の簡素化</p> <p>⑦ <u>使用資材届を廃止。</u>材料品質証明資料は受注者保管とし、請求があった場合の提示書類とする。</p> <p>⑧ JIS 認定製品及び富山県コンクリート製品協会認定製品の監督員による段階確認は不要</p> <p>⑨ JIS 認定製品の鉄筋コンクリート用棒鋼を 5 トン以上使用する場合の品質の再確認を廃止</p>	<p>⑦土木工事共通仕様書、土木部建設工事施行に関する書類の様式集</p> <p>⑧土木工事共通仕様書</p> <p>⑦⑧コンクリート二次製品にかかる使用資材届の取扱いについて(H17.3.30 部長通知)</p> <p>⑨特記仕様書の記載事項</p>
<p>■電子メールによる書類の提出を拡大</p> <p>⑩ <u>契約関係書類や完成書類以外は電子メールによる提出を基本とする。</u>(紙による提出も可能。)</p> <p>⑪ 退職金制度届出書、建設業退職金共済制度掛金収納届出書の 2 様式を 1 様式にまとめる。</p>	<p>⑩工事書類の簡素化試行要領(案) (工事書類の簡素化一覧表)</p> <p>⑪建設業退職金共済制度の普及徹底について(H11.7.16 部長通知)</p>
<p>■工事書類の簡素化の取り組みの周知徹底</p> <p>⑫ <u>これまでの工事書類の簡素化の内容を主要書類一覧表にまとめ、周知徹底を図る。</u></p>	<p>⑫工事書類の簡素化試行要領(案) (主要書類一覧表)</p>

2 適用年月日

平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告、指名通知又は見積書の徴収を行う工事から適用する。なお、既発注工事においても受発注者協議の上、平成 30 年 4 月 1 日から適用可能とする。(⑩⑫については住宅建設・営繕工事を除く)

(事務担当 建設技術企画課技術指導係)

建 技 第 561 号
令和 5 年 3 月 28 日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

工事書類の簡素化試行要領（案）の改定について

このことについて、下記のとおり改定したので通知する。

記

1 主な改定内容（詳細は別添資料参照）

改定箇所	改定内容
工事書類の簡素化一覧表（案）	情報共有システムを利用する場合のデータ提出できる書類を追記
富山県土木工事請負契約に係る 主要書類一覧表【参考資料】	共通仕様書、電子納品運用ガイドライン（案）等の改定内容を反映

2 適用

令和5年4月1日以降に作成する設計書から適用する。
ただし、既発注工事においても受発注者間協議の上、適用可能とする。

（事務担当 建設技術企画課技術指導係）

工事書類の簡素化試行要領(案)

第1 目的

土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき、受注者に対して提出を求めていた工事書類について提出対象書類の見直し、様式統一及び電子化等を図るなど工事書類の簡素化により、発注者の監督・検査及び受注者の業務の合理化を図ることを目的とする。

第2 実施内容

富山県土木部が発注する工事（住宅建設・営繕工事を除く）で、別添「工事書類の簡素化一覧表(案)」(以下、簡素化一覧表(案)という)に基づき実施するものとする。

第3 適用工事

令和5年4月1日以降に作成する設計書(住宅建設・営繕工事を除く)から適用する。

第4 特記仕様書への記載

特記仕様書に以下 内の文書を記載するものとする。

(記載例)

第〇〇条 工事書類の簡素化の試行について

- 1 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。
- 2 試行は、工事書類の簡素化試行要領(案)（令和5年4月富山県土木部）に基づき実施するものとする。
- 3 これらに定められていない場合は監督員と協議するものとする。

第5 その他

- 1 本試行により書類等の取り扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合には、建設技術企画課技術指導係に速やかに報告を行うものとする。
- 2 電子メールの受信状況は、逐次確認するものとする。
- 3 電子メール（セキュアファイル交換サービスを含む）で提出する工事書類のデータ形式は、原則、PDF形式とするが、添付ファイル等（数量計算書や図面等）については必要に応じ、その他形式でも提出できるものとする。ただし、添付ファイルの内容は監督員自ら修正は行わないこととする。

工事書類の簡素化一覧表（案）

① 電子メール(セキュアファイル交換サービスを含む)による提出を基本とする書類（紙による提出も可）

工事段階確認申出書、工事中間検査申出書
工事打合簿
施工計画書、変更施工計画書
退職金制度届出書
段階確認、中間検査の立会写真
工事特性・創意工夫・社会性に関する実施状況報告書
その他、監督員宛の書類

- ・ 上記以外の工事書類の提出においても、別添「富山県土木工事請負契約に係る主要書類一覧表」のとおり、電子メール（セキュアファイル交換サービスを含む）を活用できる。
- ・ 添付書類は極力最小限とすること。

② 情報共有システム（ASP）を利用する場合

工事打合簿	試行様式(別添)を使用する。
工程管理資料 品質管理資料	データで提出することができる。

③ 改めて提出を要しない書類

中間検査 出来形管理図	中間検査時に提出した出来形管理図は、改めて提出を要しない。※1 ただし、完成時までに出て形に変更が生じた管理図は、完成時に提出を要する。
-------------	---

※1: 中間検査済み管理図については、完成時の管理図目次等に「中間検査参照」と記載。

④ 再提出の省略可とする書類

段階確認 出来形管理図 段階確認 品質管理資料 中間検査 品質管理資料	段階確認時に提出した出来形管理図、品質管理資料及び中間検査時に提出した品質管理資料は、再提出の省略可とする。※2 ただし、完成時までに出て形に変更が生じた管理図は、完成時に提出を要する。
---	--

※2: 再提出を省略する場合の段階確認済み管理図、段階確認品質管理資料、中間検査品質管理資料は、完成時の管理図目次等に「段階確認参照」、「中間検査参照」と記載。

⑤ その他

発注者及び受注者は別添「富山県土木工事請負契約に係る主要書類一覧表」を参考として、工事書類の簡素化に努めること。
--

【令和5年4月1日適用】

富山県土木工事請負契約に係る主要書類一覧表 【参考資料】

令和5年4月1日適用

種別	書類名 ※付属書類	提出方法 ●：紙 ○：メール (紙も可)	様式 掲載	様式 番号	提出時期	根拠条項	書類 作成者	宛先	社印が 必要な 書類	備考	完成検査時に確認する書類		
											対象書 類	受注者の 持参	備考
契約当初	建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面	●	事務	第105号の1～3	契約締結時	建設法13条	受注者	—					
	工事工程表	○	事務	第45号	契約締結後7日以内	約款3条	受注者	知事		工期変更時や変更契約時は提出不要	○		提出済
	現場代理人等届	○	事務	第46号の1	契約締結後7日以内	約款10条 事務27条	受注者	知事		現場代理人等の適正な配置の徹底について(H30.7.3)発注者側がCORINS等により現場代理人等の在籍確認、資格確認及び現場選任確認を行う。	○		提出済
	法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書	○		—	契約締結後7日以内	約款3条	受注者	—		法定福利費を内訳明示した請負代金の提出について(R4.6.15)	○		提出済
	現場代理人兼務工事申出書(回答書) 主任技術者兼務工事申出書(回答書)	○	資料	—	随時	H23建技第107号 H30建技第462号	受注者	知事		富山県建設工事標準請負契約約款第10条の改正にかかる現場代理人の工事現場における常駐等の運用について(H23.3.31)建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて(H30.3.15)	○		提出済
5	工事カルテ登録申請書(CORINS)	提示	CORINS	—	契約締結後、 閉庁日を除き 10日以内	仕様1-1-1-6	現場代理人	—		・請負代金500万円以上 ・変更登録は工期、技術者変更時 ・変更時と工事完成日の間が閉庁日を除き10日間未満の場合は変更時の提示を省略できる。	○	○	
着手	前払金請求書	●	事務	第44号	前金払請求時	約款34条	受注者	知事		富山県土木建築工事費の前金払取扱規則			
	工事着手届	○	事務	第43号	契約締結後30日以内	事務24条	受注者	知事			○		提出済
工事打合	工事打合簿 □提出・報告・通知・届け・協議 承諾・18条確認請求	○	事務 監督	第52号	随時	約款1条	現場代理人	監督員		情報共有システムを利用する場合に限り、試行様式を使用する。(工事書類の簡素化試行要領(案)(令和5年4月富山県土木部))	○		提出済
	休日又は夜間の作業連絡	○※		—	官公庁休日等前	仕様1-1-1-40の2	現場代理人	—		施工計画書等で事前に作業実施報告をしていない場合は、事前にその理由を監督員に連絡 ※FAXまたは電子メールによる連絡の場合	○		提出済
各種計画書	施工計画書	○	—	—	工事着手前	仕様1-1-1-5	受注者	—		・下表の項目について記載 ・当初請負代金額が500万円未満の工事の場合、1、3、4、7(交通規制がある場合を除く)、8、9の項目を省略するものとする。 ※7交通管理を省略の場合、過積載防止対策については11その他に記載すること。	○		提出済
	※再生資源利用計画書	○	資料	様式1	施工計画書提出時	建設法18条 仕様1-1-1-19の4、7	現場代理人	—		該当建設資材を搬入予定の場合、COBRISにて作成	○		提出済
	※再生資源利用促進計画書	○	資料	様式2	施工計画書提出時	建設法18条 仕様1-1-1-19の5、7	現場代理人	—		該当建設副産物を搬出予定の場合、COBRISにて作成	○		提出済
	※安全教育・訓練の実施予定表	○	(仕様)	様式1	施工計画書提出時	安衛法	現場代理人	—		仕様「条項関連資料 安全教育・訓練等の実施要領」	○		提出済
	項目		記載内容の例				項目		記載内容の例				
	□1計画工程表	工程等に分類した計画工程、月単位の計画出来高率を記入	□7交通管理	過積載防止対策、交通安全対策、交通切りまわし及び規制計画、保安施設設置計画及び保守点検計画、現道補修・防塵処理方法等									
□2主要資材	資材の品名、規格、品質証明方法、製造及び取扱会社等	□8環境対策	騒音・振動・地盤沈下・水質汚濁対策、ゴミ・ほこりの処理、事業損失防止対策(家屋調査・地下水観測等)、産業廃棄物の対応等										
□3施工方法	主要工種毎の施工順序、施工方法及び施工上の留意事項について使用する機械や設備を含めて記載	□9現場作業環境の整備	現場作業環境の整備について記載。工事PR、作業員作業環境の美化、現場事務所・トイレ等の快適な労働環境の改善、地域とのコミュニケーションや工事の理解促進等										
□4施工管理計画	出来形・品質管理基準、段階確認・検査員検査・下請検査・社内検査等	□10再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を添付										
□5安全管理	安全管理組織図、安全施工計画、作業主任者や専門技術者の専任、安全教育訓練、新規入場者教育、安全パトロール、KY、機械の点検整備等の管理方法等	□11その他	官公庁への手続き、地元説明・回覧、休日の確保、総合評価方式の技術提案の内容が確認できる箇所一覧表、その他(特記仕様書で定められている事項等)										
□6緊急時の体制及び対応	緊急連絡系統図、夜間・休日連絡先等												
14	電子納品チェックシート	○	電納	付属資料	工事着手前	電納3-2	現場代理人	—		納品時はチェックシートを用いて確認を行う	○		提出済
退職金手当	退職金制度届出書	○	資料	別紙2	契約後1ヶ月以内(電子申請方式の場合は40日以内)、変更時	仕様1-1-1-45 資料1-1-403 資料1-1-410	現場代理人	監督員		・建設業退職金共済制度の普及徹底について(H11.7.16)管理課(H30.3一部様式改定) ・建設業退職金共済制度の適正履行の確保について(R03.6.16)	○		提出済
	掛金充当実績総括表 附属書類：建退共証紙受払簿(紙申請) 附属書類：掛金充当書(電子申請)	提示	—	—	—	仕様1-1-1-45 資料1-1-403 資料1-1-410	現場代理人	—		〃	○	○	
下請施工体制	施工体制台帳の写し(工事打合簿(通知)に添付)	○	事務	第50号	下請契約後7日以内	入契法15条 仕様1-1-1-11	受注者	—		・工事打合簿に一次下請合計額を記載する ・建設工事の請負契約に該当しない警備業者・運搬業者・測量業者等は記載不要 ・建設業許可証の写し、主任技術者の資格を証する書類は提出不要	○		提出済
	※受注者が下請負人と締結した下請契約に係る契約書の写し	○	事務	—	施工体制台帳提出時	建設業法施行規則14条の2②	受注者	—			○		提出済
	再下請負通知書の写し(工事打合簿(通知)に添付)	○	事務	第50号の3	再下請契約後7日以内	建設業法24条の7、建設業法施行規則14条の4①	受注者	—		・再下請けがある場合に作成	○		提出済
	※再下請負契約に係る契約書の写し	○	事務	—	再下請負通知書提出時	建設業法施行規則14条の4③	受注者	—		・建設業許可証の写し、主任技術者の資格を証する書類は提出不要	○		提出済
21	工事業所災害防止協議会兼施工体系図の写し(工事打合簿(通知)に添付)	○	事務	第51号	施工体制台帳提出時、 再下請負通知書提出時	安衛法30条 仕様1-1-1-11	受注者	—			○		提出済
監督員確認	工事写真	○	写撮	—	施工中、完成時	約款14条	現場代理人	—			○		提出済
	現場事故報告書	○	監督	別紙-3 第69号	事故発生時	仕様1-1-1-32	受注者	知事			○		提出済
	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書	○	評定	別紙-6	随時	評定第4	現場代理人	監督員			○		提出済
	NETIS登録技術活用効果調査表	○	県HP	—	随時	H24建技第128号、 検第14号	受注者	—		工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付	○		提出済
	関係官公庁協議資料	提示	—	—	—	仕様1-1-1-39	現場代理人	—			○	○	
	隣接工事又は施工上関連する工事と相互に協力を行っている記録					仕様1-1-1-29	現場代理人	—			○	○	
	地元住民等との交渉記録、苦情対応の記録					仕様1-1-1-29 仕様1-1-1-39	現場代理人	—			○	○	
	29	工事段階確認申出書	○	事務	第56号	段階確認前	仕様1-1-1-20	現場代理人	監督員			○	
30	段階確認出来形管理図	●	—	—	段階確認時		現場代理人	—		完成時の出来形管理資料とすることができる。	○		提出済
31	段階確認立会写真	○	—	—	段階確認後	写撮2-6、 電納2-2、3-4-3	現場代理人	—		電子納品を省略することができる。	○		提出済

富山県土木工事請負契約に係る主要書類一覧表 【参考資料】

令和5年4月1日適用

種別	書類名 ※付属書類	提出方法 ●：紙 ○：メール (紙も可)	様式 掲載	様式 番号	提出時期	根拠条項	書類 作成者	宛先	社印が 必要な 書類	備考	完成検査時に確認する書類		
											対象書 類	受注者の 持参	備考
32	工事中間検査申出書	○	事務	第57号	中間検査前	仕様1-1-1-24 検査5条	受注者	知事			○		提出済
33	中間検査出来形管理図	●	-	-	中間検査時		受注者	-		完成時の出来形管理資料とする。	○		提出済
34	中間検査立会写真	○	-	-	中間検査後	写撮2-6, 電納2-4	受注者	-		電子納品を省略することができる。出来形管理写真として兼ねる場合は省略不可。	○		提出済
35	中間前払金請求書	●	事務	第44号 の2	随時	約款34条	受注者	知事		富山県土木建築工事費の前金払取扱規則 ※工事履行報告書と合わせて提出すること			
36	認定申請書	○	事務	第44号 の3	随時	約款34条	受注者	知事		富山県土木建築工事費の前金払取扱規則			
37	部分払金申請書	○	事務	第59号	随時	約款37条	受注者	知事					
38	部分払金請求書	○	事務	第60号	随時	約款37条	受注者	知事					
39	施工計画書(変更)	○	-	-	重要な変更が生じた場合	仕様1-1-1-5	受注者	-		・変更のあった部分のみ提出 ・数量等の軽微な変更の場合は提出不要	○		提出済
40	現場代理人等(変更)届	○	事務	第46号 の2	現場代理人等 変更時	約款10条	受注者	知事			○		提出済
41	工期延長申出書	○	事務	第68号	随時	約款21条 仕様1-1-1-16	受注者	知事			○		提出済
42	建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面	●	事務	第105号 の1~3	変更契約締結時	建設リサイクル法13条	受注者	-					
43	退職金制度届出書	○	資料	別紙2	建設業退職金 共済証紙を追加購入した場合	仕様1-1-1-45	現場代理人	監督員		・建設業退職金共済制度の普及徹底について(H11.7.16)管理課(H30.3一部様式改定)	○		提出済
44	材料品質規格証明書 材料納入伝票	○ 又は 提示	-	-	随時	仕様2編1章2節	現場代理人	-		設計図書で指定した材料がある場合、工事打合簿等により提出(試験成績表、性能試験結果、シート等)その他の使用材料は受注者で整備、保管し、請求があった場合に提示。 JIS又は富山県コンクリート製品協会認定製品は認定マーク表示状態の写真等確認資料の提示に替えることができる。(監督員による材料確認は不要)	○	△	提出済以外は 持参必須
45	工程管理資料	●※	-	-	随時	仕様1-1-1-26の8				土木工事施工管理基準に係るもの ※ASPの場合、データでの提出可とする。	○	△	提出済以外は 持参必須
46	品質管理図表	●※	-	-	随時	仕様1-1-1-26の8				土木工事施工管理基準に係るもの ※ASPの場合、データでの提出可とする。	○	△	提出済以外は 持参必須
47	品質証明書等	●※	-	-	随時	仕様1-1-1-26の8				土木工事施工管理基準に係るもの ※ASPの場合、データでの提出可とする。	○	△	提出済以外は 持参必須
48	出来形管理図表	●	仕様	別紙1- 1~3	随時	仕様1-1-1-22 1-1-1-23 1-1-1-26の8				土木工事施工管理基準に係るもの 管理点数が少ない場合は設計値と実測値が対比した構造図のみとする等、様式の省略可能	○	△	提出済以外は 持参必須
49	工事完成届	●	事務	第61号	完成届提出時	約款31条	受注者	知事			●		提出済
50	※完成写真(着工前、着工後)	紙提出 不要				写撮2-6, 電納2-2, 3-4-3				写真データとは別に、着工前と完成を対比した写真帳(PDF)をそのフォルダに保存すること。	○		提出済
51	電子納品チェックシステム チェック結果	●	チェッ クシ ステ ム	-	成果品納品時	電納3-5				エラーがないことを確認し、署名のうえ、電子媒体とともに紙で提出(エラー有の場合、発注者の了解を得ておく)	○		提出済
52	デジタル写真信憑性チェック表	○			成果品納品時					工事写真における黒板情報の電子化に関する運用指針			
53	工事カルテ受領書(CORINS)	提示	CORINS	-	-	仕様1-1-1-6	現場代理人	-			○	○	
54	産業廃棄物処理委託契約書	提示	-	-	-	廃掃法12条					○	○	
55	※産業廃棄物管理表(マニフェスト)	提示	-	-	-	廃掃法12条の3					○	○	
56	過積載防止に取組んでいることを示す資料	提示	-	-	-	道交法57条 仕様1-1-1-38				二次製品等の製造業者調達の運搬車両は対象外	○	○	
57	安全・訓練等の実施記録	提示	(仕様)	様式2	-	安衛法30条 仕様1-1-1-29				仕様「条項関連資料 安全教育・訓練等の実施要領」	○	○	
58	災害防止協議会活動記録 店社パトロール実施記録 安全巡視 TBM KY実施記録 作業日報	提示	-	-	-	安衛法15条の3、 安衛則18条の8					○	○	
59	新規入場者教育実施記録	提示	-	-	-	安衛法59条、 安衛則35条					○	○	
60	使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されていることを示す資料	提示	-	-	-	安衛則169条、 170条					○	○	
61	足場、支保工チェックリスト等	提示	-	-	-	安衛則567条					○	○	
62	山留め仮締切チェックリスト等	提示	-	-	-	安衛則370. 373条					○	○	
63	下請検査の記録	提示	-	-	-	建設業法24条の4					○	○	
64	社内検査の記録	提示	-	-	-	富山県建設工事検査 技術基準2条					○	○	
65	工事修補承諾書	○	検査	第102号 の1	修補指示時	約款31条 検査9条	受注者	検査員			○		提出済
66	修補工事完了届	●	検査	第98号	修補完了時	約款31条 事務42条、検査10条	受注者	知事			○		提出済
67	軽易な修補に係る修補工事完了届	●	検査	第102号 の2	修補完了時	約款31条 検査10条	受注者	検査員			○		提出済
68	工事引渡書	○	事務	第62号	完成検査合格時	約款31条	受注者	知事					
69	請負代金請求書	○	事務	第63号	完成検査合格時	約款32条	受注者	知事					
70	再生資源利用実施書	○	資料	様式1	完成後	建設リサイクル法18条 仕様1-1-1-19の6,7	現場代理人	-		該当建設資材を搬入した場合、COBRISで作成	○		提出済
71	再生資源利用促進実施書	○	資料	様式2	完成後	建設リサイクル法18条 仕様1-1-1-19の6,7	現場代理人	-		該当建設副産物を搬出した場合、COBRISで作成	○		提出済
	【書類提出方法】 ●：紙で提出する書類 ○：電子メール(セキュアファイル交換サービス含む)による提出を基本とする書類。紙による提出も可。 【完成検査時に確認する書類】 事務担当：出納局検査室工事検査班										○：対 象書 類	○：必須 △：提出 済以外 は必須	
	【用語の解説】 「約款」富山県建設工事標準請負契約約款 「仕様」土木工事共通仕様書(富山県土木部)(仕様)は条項関連資料 「資料」設計積算資料(富山県土木部) 「事務」土木部所管建設工事施行に関する事務取扱要領 「監督」富山県土木部建設工事監督要領 「検査」富山県建設工事検査監察要領 「写撮」富山県土木工事写真撮影要領 「電納」富山県電子納品運用ガイドライン(案) 「評価」工事成績評定要領 「建設リサイクル法」建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律) 「廃掃法」廃棄物の処理及び清掃に関する法律 「安衛法」労働安全衛生法 「安衛則」労働安全衛生規則 「道交法」道路交通法 「入契法」公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律												

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

下請契約における県内企業の優先選定及び県内地場産品の優先使用について

本県では、公共事業が県内経済の活性化に寄与するよう、かねてより受注者に対し、下請契約を締結する場合及び工事材料の納入契約を締結する場合における県内企業の優先選定を要請しているところです。

今後も、同様な対応を継続することとしていますが、このたび、受発注者の負担軽減や工事書類の簡素化を目的として、下記のとおり運用を変更することとしたので通知します。

なお、平成24年3月28日付け建技第140号「下請契約における県内企業の優先選定及び県内地場産品の優先使用について（通知）」については、廃止します。

記

1 県内企業の優先選定及び地場産品の優先利用の確認

監督員は、受注者から施工計画書または施工体制台帳の写しが提出された際に、共通仕様書に基づく県内企業の優先選定及び地場産品の優先利用が実施されているか確認する。

※不採用調書の提出は必要ない。

2 県内企業の優先選定及び地場産品の優先利用の実施がされていない場合

監督員は、受注者にその理由等についてヒアリングを行い、やむを得ない理由以外の場合は、地場産品の優先利用、県内企業の優先選定等について強く要請する。

※この要請については、強制や義務付けでないことに留意し、適切な対応となるよう注意。

3 適用年月日

平成31年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

既発注工事についても受発注者協議の上、平成31年4月1日から適用可能とする。

(事務担当 技術指導係)

部内各課長
部内各出先機関の長 殿

土木部長

法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出について

このことについて、令和3年12月1日付けで総務省自治行政局行政課長及び国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、富山県が発注する土木工事における法定福利費の確認について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

記

1 対象工事

富山県土木部が発注する全ての工事

2 受注者による請負代金内訳書の提出

- (1) 受注者は、請負代金内訳書を作成し、工事請負契約締結後7日以内に監督員に提出する。なお、請負代金内訳書は押印不要とし、メールでの提出（紙提出も可能）とする。
- (2) 請負代金内訳書には、工事番号、受注者名、工事価格及び工事に従事する現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の法定の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）を記載する。
- (3) 法定福利費の算出にあたっては、国土交通省作成の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠すること等、適切な方法で算出すること。

3 発注者による法定福利費の確認等

- (1) 発注者は、予定価格に別紙1の工種に応じた割合を乗じて、法定福利費概算額を算出する。
- (2) 受注者から提出された請負代金内訳書の法定福利費が、法定福利費概算額の1/2未満である場合、受注者に対して次の確認を行う。
 - ア 計算間違いや桁のずれ等、人為的過誤がないこと。
 - イ 法定福利費の算出に当たって、国交省作成の「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠すること等、適切な方法で行っていること。

ウ 下請け契約を締結する工事（締結することが見込まれる工事を含む。）においては、当該下請負業者分の法定福利費を含めていること。

(3) 上記(2)の確認を経ても(1)で算出した法定福利費概算額の1/2以上の乖離幅がある場合に、受注者に対して次の確認を行う。

ア 下請企業から提出された見積り等を活用し、法定福利費を算出している場合は、各下請企業の請負工事に対する見積書等の根拠資料の提示による説明を求める。

イ 労務費額に法定保険料率を乗じて法定福利費額を算出している場合、法定福利費額の算出に用いた労務費額(工事価格に労務費率を乗じて労務費額を算出する場合にはその率)及び法定保険料率について、計算書等の根拠資料の提示による説明を求める。

ウ 工事価格に法定福利費率(工事価格に含まれる平均的な法定福利費の割合)を乗じて算出している場合、法定福利費額の算出に用いた法定福利費率等について、計算書等の根拠資料の提示による説明を求める。

(4) 上記(3)の算出根拠の確認を経てもなお、(1)で算出した法定福利費概算額の1/2以上の乖離幅がある場合、発注者から建設技術企画課企画調整係あてに、法定福利費概算額が乖離している事案を報告する。

4 特記仕様書への明示例

発注者は、特記仕様書に次のとおり明示する。

第〇〇条 請負代金内訳書の提出について

受注者は、請負代金内訳書を作成し、工事請負契約締結後7日以内に発注者に提出すること。

5 適用

令和4年8月15日以降に入札公告又は入札執行通知を行う建設工事から適用する。

事務担当： 建設技術企画課企画調整係
管理課入札契約係

■法定福利費の割合（R4）

土木工事

工種	予定価格に占める法定福利費の平均割合 (%)
河川工事	3.95
河川・道路構造物工事	3.52
海岸工事	3.41
道路改良工事	3.66
鋼橋架設工事	2.81
PC橋工事	3.83
舗装工事	3.89
砂防・地すべり等工事	4.10
公園工事	4.10
電線共同溝工事	4.31
情報ボックス工事	4.07
橋梁保全工事	3.90
道路維持工事	4.68
河川維持工事	6.40
共同溝工事（1）	4.31
共同溝工事（2）	3.01
トンネル工事	4.58
コンクリートダム工事	4.16
フィルダム工事	2.29
下水道工事（1）	4.03
下水道工事（2）	4.40
下水道工事（3）	3.83
下水道工事（4）	3.49
港湾浚渫工事	3.45
港湾構造物工事	2.60
港湾海岸工事	3.41

機械・電気通信工事

工種	予定価格に占める法定福利費の平均割合 (%)
機械設備工事	1.49
電気通信設備工事	3.86

営繕工事

工種	予定価格に占める法定福利費の平均割合 (%)
営繕工事（昇降機設備 工事を除く）	5.00
昇降機設備工事	2.00

工事番号 ○○○○○○○○

(参考様式)

受注者 (株)○○建設

請負代金内訳書

工事区分 (レベル1)	金額 (円)	備考
工種 (レベル2)		
道路改良	○○,○○○,○○○	
擁壁工	○,○○○,○○○	
カルバート工	○,○○○,○○○	
排水構造物工	○,○○○,○○○	
構造物撤去工	○,○○○,○○○	
舗装	○○,○○○,○○○	
舗装工	○,○○○,○○○	
防護柵工	○,○○○,○○○	
仮設工	○○○,○○○	
直接工事費	○○,○○○,○○○	
共通仮設費計	○,○○○,○○○	
純工事費	○,○○○,○○○	
現場管理費	○,○○○,○○○	
工事原価	○○,○○○,○○○	
一般管理費等	○,○○○,○○○	
工事価格	○○,○○○,○○○	
消費税相当額	○○○,○○○	
工事費	○○,○○○,○○○	

工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

○○○,○○○ 円

土木部各所属長 殿

富 山 県 土 木 部 長

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について

このことについて、国土交通省より、連絡がありましたので通知いたします。
第 204 回国会において成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、建設業法関連法令を含む各法律に規定された民間手続等について電磁的方法により行うこと等を可能とする見直しが行われ、令和 3 年 9 月 1 日に施行されました。

具体的には、下記の書面の交付について電磁的方法により行うことを可能とする見直しが行われました。

〈建設業法関係〉

- ・ 建設工事の見積書（法第 20 条第 2 項）
- ・ 特定専門工事に係る元下間の合意をするための書類（法第 26 条の 3 第 3 項）

〈公共工事の前払金保証事業に関する法律関係〉

- ・ 保証金の請求に係る書面（法第 13 条第 2 項）

〈建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関係〉

- ・ 対象建設工事の届出に係る事項の説明のための書面（法第 12 条第 1 項）

事務担当：建設技術企画課 建設業係

建 技 第 4 9 2 号
令 和 4 年 2 月 8 日

土木部各所属長 殿

建設技術企画課長

施行体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用
について

このことについて、国土交通省から別添のとおり通知がありましたので、
送付します。

事務担当：建設業係

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の8第4項の規定により、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事にあつては6,000万円）以上の場合、施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならないこととされている。また、公共工事の場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第15条第1項の規定により、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請契約を締結した場合、施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないこととされている。

さらに、法第40条においては、建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接建設工事を請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、許可番号や商号等を記載した標識を掲げなければならないこととされている。

今般、デジタル技術の活用による効率化や、建設業の働き方改革、建設現場の生産性向上の推進の観点から、デジタルサイネージ等を活用した施工体系図及び標識の掲示について、下記のとおりその取扱いを定め、各地方整備局建政部長等に通知したので、参考まで送付する。

記

1. 施工体系図の掲示について

法第24条の8第4項の規定による施工体系図の作成及び掲示は、多様化かつ重層化した下請構造という建設工事の特性を踏まえ、元請業者が下請業者の情報を含め施工体制を的確に把握し、その監督及び施工管理を行うことができるようにすること、また、元請業者のみならず各下請業者が工事の全容及び役割分担を確認できるようにすることを通じ、建設工事の適正な施工を確保することを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、書面ではなく、デジタルサイネージ等 I C T機器を活用した掲示についても、以下の（１）～（４）の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、法第 24 条の 8 第 4 項の規定による施工体系図の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

- （１）工事関係者が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- （２）当該デジタルサイネージ等において施工体系図を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
- （３）施工の分担関係を簡明に確認することが可能な画面サイズ、輝度、文字サイズ及びデザインであること（必要な場合には施工体系図を分割表示しても差し支えない。）。
- （４）一定時間で画面が自動的に切り替わり、画面操作が可能ではない方式（スライドショー方式）のデジタルサイネージ等を使用する場合には、施工体系図の全体を確認するために長時間を要しないものであること。

また、入札契約適正化法第 15 条第 1 項は、法第 24 条の 8 第 4 項の規定の趣旨に加え、公共工事が適正な施工体制のもとに行われていることを担保するため、第三者の視点でも現場の施工体制を簡明に確認できるようにすることを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、デジタルサイネージ等を活用し、「工事関係者が見やすい場所」に掲示する施工体系図については上記の（１）～（４）の要件を満たす場合に、「公衆の見やすい場所」に掲示する施工体系図については、上記の（２）～（４）の要件に加え、以下の（５）及び（６）の要件を満たす場合に、それぞれ入札契約適正化法第 15 条第 1 項の規定による施工体系図の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。

- （５）公衆が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
- （６）施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が施工体系図を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で施工体系図の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で施工体系図を閲覧する措置を講じることができることとする。

2. 標識の掲示について

法第 40 条の規定による標識の掲示は、建設工事の施工が建設業法による許可を受けた業者によってなされていることや、安全施工、災害防止等の責任主体を対外的に明らかにすることを目的としている。

こうした趣旨を踏まえると、書面ではなく、デジタルサイネージ等 I C T機器を活用した掲示についても、以下の（１）～（３）の要件を満たす場合には、書面による掲示と同等の役割を果たしていると考えられ、法第 40 条の規定による標識の掲示義務を果たすものと考えて差し支えない。なお、標識の様式については、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第 28 号（店舗）及び別記様式第 29 号（工事現場）によることに留意する必要がある。

- （１） 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。
- （２） 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
- （３） 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。